

5. 上半期報告損益計算書

(単位:百万円、%)

期 別 科 目	平成 15 年 度 上 半 期 (平成15年4月 1日から 平成15年9月30日まで)		平成 14 年 度 上 半 期 (平成14年4月 1日から 平成14年9月30日まで)		平成14年度要約損益計算書 (平成14年4月 1日から 平成15年3月31日まで)	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	1,344,577	100.0	1,618,695	100.0	3,131,564	100.0
保 険 料 等 収 入	981,112		1,079,227		2,184,755	
(うち保 険 料)	(980,920)		(1,078,834)		(2,184,114)	
資 産 運 用 収 益	220,899		192,989		440,504	
(うち利息及び配当金等収入)	(162,438)		(175,804)		(355,880)	
(うち金銭の信託運用益)	(—)		(629)		(920)	
(うち有価証券売却益)	(10,726)		(16,392)		(83,244)	
(うち特別勘定資産運用益)	(47,584)		(—)		(—)	
そ の 他 経 常 収 益	142,565		346,477		506,304	
(うち責任準備金戻入額)	(64,129)		(240,371)		(298,437)	
経 常 費 用	1,251,529	93.1	1,598,289	98.7	3,001,566	95.8
保 険 金 等 支 払 金	969,323		1,141,721		2,148,697	
(うち保 険 金)	(302,542)		(377,834)		(737,012)	
(うち年 金)	(82,503)		(74,787)		(155,637)	
(うち給 付 金)	(199,944)		(238,047)		(457,959)	
(うち解約返戻金)	(289,534)		(348,741)		(601,880)	
(うちそ の 他 返 戻 金)	(94,533)		(102,047)		(195,542)	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	84		383		554	
資 産 運 用 費 用	37,065		200,465		324,374	
(うち金銭の信託運用損)	(191)		(—)		(—)	
(うち有価証券売却損)	(17,550)		(49,510)		(73,336)	
(うち有価証券評価損)	(7,021)		(54,526)		(124,417)	
(うち金融派生商品費用)	(2,553)		(13,267)		(14,566)	
(うち特別勘定資産運用損)	(—)		(71,754)		(92,831)	
事 業 費	125,888		128,843		273,284	
そ の 他 経 常 費 用	119,167		126,875		254,655	
経 常 収 支 残 高	93,047	6.9	20,405	1.3	*1 129,998	4.2
特 別 利 益	15	0.0	1,881	0.1	12,046	0.4
特 別 損 失	25,304	1.9	19,585	1.2	98,664	3.2
税 引 前 半 期 収 支 残 高	67,758	5.0	2,701	0.2	*2 43,380	1.4
法 人 税 及 び 住 民 税	16,541	1.2	408	0.0	49,865	1.6
法 人 税 等 調 整 額	—	—	—	—	△49,238	—
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	1,716	0.1	1,816	0.1	308	—
半 期 収 支 残 高	52,933	3.9	4,109	0.3	*3 70,280	2.2

(注) *1 平成14年度決算の経常利益

*2 平成14年度決算の税引前当期剰余

*3 平成14年度決算の当期未処分剰余金

上半期報告貸借対照表および上半期報告損益計算書作成の基本となる事項

平成 15 年 度 上 半 期	平成 14 年 度 上 半 期
1. 有価証券の評価基準および評価方法 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については9月中の市場価格等の平均、それ以外については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 3. 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法によっております。 4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。 5. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準を準用して、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,076百万円であります。 (2)退職給付引当金	1. 有価証券の評価基準および評価方法 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 3. 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却は、それぞれ次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法により行っております。 4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。 5. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,793百万円であります。 (2)退職給付引当金

平成 15 年 度 上 半 期	平成 14 年 度 上 半 期
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会）に従い、当年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当上半期末において発生していると認められる額を計上しております。 (3) 債権売却損失引当金 債権売却損失引当金は、保険業法施行規則第 32 条の 14 の規定に基づく引当金であり、(株)共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。 (4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第 32 条の 14 の規定に基づく引当金であり、債権流動化・不動産先渡契約等に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 (5) 価格変動準備金 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。 6. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 11 年 1 月 22 日）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行い、外貨建債券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。 なお、時価ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比較分析によっております。 7. 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当上半期に費用処理しております。 8. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会）に従い、当年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当上半期末において発生していると認められる額を計上しております。 (3) 債権売却損失引当金 債権売却損失引当金は、商法第 287 条ノ 2 の規定に基づく引当金であり、(株)共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。 (4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、商法第 287 条ノ 2 の規定に基づく引当金であり、債権流動化等に伴い将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 (5) 価格変動準備金 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。 6. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 11 年 1 月 22 日）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行い、外貨建債券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比較分析によっております。 7. 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当上半期に費用処理しております。 8. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 (追加情報) 商法施行規則（平成 14 年法務省令第 22 号）の制定により、当上半期末における上半期報告貸借対照表の資本の部については、商法施行規則に準じて作成しています。

注記事項
(貸借対照表関係)

平成 15 年 度 上 半 期 末	平成 14 年 度 上 半 期 末	平成 14 年 度 末
1. 不動産及び動産の減価償却累計額は 351,394 百万円であります。 2. 担保に供されている資産の額は 44,405 百万円であります。 3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、423,897 百万円であります。 4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、および貸付条件緩和債権の額は、40,393 百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は 341 百万円、延滞債権額は 7,162 百万円であります。また、取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額は 12,750 百万円、延滞債権額は 3,325 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は 32,888 百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。 5. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成 12 年 3	1. 不動産及び動産の減価償却累計額は 349,094 百万円であります。 2. 担保に供されている資産の額は 44,890 百万円であります。 3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、495,939 百万円であります。 4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、30,225 百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は 999 百万円、延滞債権額は 18,750 百万円であります。また、取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額は 13,119 百万円、延滞債権額は 6,673 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 (2) 貸付金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1,384 百万円であります。 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。 (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は 9,092 百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。 5. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成 12 年 3	1. 不動産及び動産の減価償却累計額は、346,501 百万円であります。 2. 担保に供されている資産は、43,904 百万円であります。 3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、530,045 百万円であります。 4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、21,853 百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は 1,827 百万円、延滞債権額は 9,865 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年生例題 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は 10,159 百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 ヶ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。 直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は 18,033 百万円、延滞債権額は 3,233 百万円であります。 5. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日交付法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成 12 年

月 31 日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定 6. その他負債には、債券貸借取引に伴う受入担保金 306,040 百万円を含んでおります。	月 31 日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定 6. 保険業法第 60 条の規定により基金を 60,000 百万円新たに募集いたしました。 7. その他負債には、債券貸借取引に伴う受入担保金 415,882 百万円を含んでおります。	3 月 31 日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定 同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △62,783 百万円
---	--	---

注記事項

（損益計算書関係）

平成 15 年度 上半期	平成 14 年度 上半期	平成 14 年度
1. 当上半期報告における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は、法人税及び住民税に含めて計上しております。 2. 諸準備金の繰入および戻入につきましては見積額等の簡便な計算を行っているため、当半期損益計算における収益と費用の差額は半期収支残高として示してあります。	1. 当上半期報告における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は、法人税及び住民税に含めて計上しております。 2. 諸準備金の繰入および戻入につきましては見積額等の簡便な計算を行っているため、当半期損益計算における収益と費用の差額は半期収支残高として示してあります。	